

あきたSDGs推進事業啓発・広報業務委託 企画提案競技評価票

評価項目		評価内容	評価内容の観点	評価点
実施体制・事業実施の方向性		・過去の取組実績 ・提案内容の実施体制 ・事業目的を達成するための考え方	○過去に同種の業務内容の受託実績があり、一定の成果を上げているか。 ○県が求める業務及び提案内容を実施する体制が確立されているか。 ○事業目的を達成するため、明確な方向性、考え方、実施スキームが示されているか。	15
事業の有効性		・提案内容の有効性	○事業の趣旨を十分に理解しているか。 ○仕様書の趣旨に適った提案となっているか。 ○事業目的を達成するため、十分な工夫がなされているか。	30
事業の実現性		・応募計画の具体性と実現性	○提案内容は、抽象的でなく、具体的な内容及びスケジュールとなっているか。 ○提案者の有する資源に基づき、提案内容を効率的に実現できるか。	20
経費の妥当性		・経費積算の妥当性	○経費の積算に当たり、全ての業務について、過不足なく項目出しと数量計上を行っているか。 ○各経費の積算単価は、適正な見積のもとに算定され、妥当なものとなっているか。	10
総合評価		・独自の提案内容等の有無	○提案内容について、提案者の独自性が盛り込まれているか。 ○その他、特別考慮できるような加点要素があるか。	15
賃金水準の向上		・下記配点表を参照	○下記配点表を参照	5
女性の活躍推進		・下記配点表を参照	○下記配点表を参照	5
合計				100

○提案事業者の「賃金水準の向上」に係る取組の配点表

大区分	小区分		配点	
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1. 50%以上		3	最大 5
	2. 00%以上		4	
	3. 00%以上		5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0.5	

○提案事業者の「女性の活躍推進」に係る取組の配点表

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100 人以下の企業	女活法 ※2	各0.25	最大0.5
		次世代法 ※2		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大3
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		ブラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		ブラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各0.5	最大1
	女性の活躍推進企業表彰 ※3			
	子ども・子育て支援知事表彰 ※3			
	男女共同参画社会づくり表彰			

- 注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。
- 注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。
- 注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。
- 注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。
- ※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。
- ※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）
- ※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。